

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

VI 権利闘争

概要

一、労働者派遣事業の制度化等を内容とする労働者派遣事業法案にたいし、同法案の危険性・問題点を指摘する反対運動が展開された。法案は一九八五年六月一日に成立したが、衆参の審議の過程で六点にわたって政府原案の修正がなされた。

一、総評はわが国がまだ批准していない主要なILO条約の批准を促進するための請願署名運動にとりくむことを決めた。

一、賃金差別等をめぐる長期争議として一九六七年以来闘われていた日本航空事件が昇給・昇格などの差別を是正する和解協定の締結により解決した。

一、一九七五年に結成された「スト権回復を支持する会」が結成一〇周年を記念して、「いまこそ労働基本権の確立を！官公労働者を励ます権利集会」を開催し、官公労働者の権利の確立を訴えた。

一、元高知営林局職員が訴えていた「振動病(いわゆる白ろう病)」裁判について原告勝訴の高知地裁判決を覆した高松高裁判決に抗議するシンポジウムが開催され、同判決の問題点が多角的に検討されるとともに、最高裁でのとりくみの強化が訴えられた。

一、自治労が八二年の人事院勧告の凍結に始まる賃金抑制にたいする闘いとして、人勧制度に代わる制度改正要求にとりくむことを提唱した。

一、第一〇二通常国会に警察拘禁二法(刑事施設法・留置施設法)が上程されなかったことから、一九八二年の第九六国会上程以来反対運動を中心的にとりくんできた「司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議」は再上程阻止勝利集会を開催し、今後の反対運動へのとりくみを確認した。

一、一九八四年に係属した初審の不当労働行為事件は民間企業関係事件、地方公務員関係事件とも八三年より大幅に減少した。

一、最高裁は前年(一九八三・七・一～一九八四・六・三〇)において重要な論点をもつ多数の判決を出して注目されたが、今期言い渡された判例は少ない。なかでも、労働側敗訴の判決としては水道機工事件、古河電気工業・原子燃料工業事件が注目され、労働側勝訴の判決としては組合併存下における差別事件にかかわる日産自動車事件が実務上も大きな影響をもつと思われる。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

